

健康保険限度額適用認定証（以下「限度額証」）の返納及び更新のお知らせ

1. 限度額証の返納について

お手元の限度額証が有効期限（令和7年8月31日）間近となりました。有効期限が過ぎた限度額証は、必ず返納しなければならないこととなっておりますので、令和7年9月1日以降、当組合あて速やかに返納してください（限度額証交付時、返信用封筒同封済み）。

なお、紛失などで限度額証の返納ができないときは、下記1に保険証の記号・番号及び氏名を記載のうえ、当組合宛て届出いただきますよう併せてお願いいたします。

本書到着時点で認定証を返納済みのときは、行き違いですのでご容赦ください。

2. 限度額証の更新について（原則、限度額証の更新（申請）は不要になりました）

マイナンバーカードを健康保険証として利用できる（以下「マイナ受付」）医療機関や薬局では、マイナンバーカード、または健康保険証（70歳以上の方は高齢受給者証も必要）か資格確認書を提示し、ご本人の情報提供に同意することで、これまで必要であった限度額証を提示する必要がなくなりましたので、更新の手続き（申請書提出）は不要です。

ただし、次の（1）又は（2）の場合、更新の手続きが必要となりますので、下記2（2）の申請書に必要事項を記入のうえ、当組合あて申請ください。限度額証は8月下旬頃、順次送付いたします。

- （1）マイナ受付の対応（令和5年4月1日から義務化）が未だ整っていない医療機関等では、限度額証の提示が必要です。
- （2）健康保険限度額適用・標準負担額減額認定証（以下「減額証」、被保険者本人が非課税の場合）は、申請書に被保険者等の市区町村の非課税証明書等を添付のうえ、低所得者に該当するか確認が必要となります。
減額証の申請書及び詳細は、[こちら](#)からご覧ください。

記

1. 返納不能届（紛失・廃棄により返納できないとき）

※下欄に認定証返納不能対象者の情報を必ず記入してください。

※き損、紛失した認定証が見つかったときは、必ず当組合に返納してください。

記号	番号	認定証返納不能対象者氏名

2. マイナンバーカードの利用及び交付申請書について

（1）[マイナンバーカードの健康保険証利用について](#)

（2）[健康保険限度額適用認定証交付申請書（更新用）](#)

※この申請用紙は更新用です。

新規に申請する方は、[こちら](#)にて申請ください。

<問合せ及び送付先>

〒260-0013

千葉市中央区中央 3-10-4

千葉県医業健康保険組合

担当：医療給付課

TEL：043-215-8205